

沖縄県議会議員一般選挙啓発事業業務委託企画提案仕様書

1 業務名

沖縄県議会議員一般選挙啓発事業業務委託

2 委託期間

契約締結の日から令和6年6月16日まで

3 実施目的

令和6年執行予定の沖縄県議会議員一般選挙（以下「本選挙」という。）において、投票期日の周知、有権者の投票参加促進による投票率アップ、違反のない明るい選挙の実現及び円滑な選挙執行に向けた啓発事業を実施するため、各種の広報媒体を効果的に活用するとともに、それぞれの取組みの間で相乗的な効果を上げることができるよう、啓発事業の業務委託を実施する。

4 委託業務の内容について

本選挙に関する別表に掲げる事業で、有権者及びマスコミの注目を引き、また、それぞれの事業が一貫したコンセプトで実施されることにより、相乗的な効果を上げることができるような方法等を企画し、提案すること。

なお、若年層の投票率低下の傾向が懸念されることなどを踏まえ、若年層への訴求力の高い広報媒体を活用したアプローチに配慮すること。

また、近年、選挙違反に対する有権者の目が厳しくなっていることを踏まえ、きれいな選挙の推進を呼びかけること。

5 業務進捗状況等の確認及び打ち合わせ

業務の進捗状況等の確認及び業務内容に関する打ち合わせを必要に応じて随時実施する。なお、各種報告及び打ち合わせには、本業務を管理する立場の者と担当者が参加するものとする。

6 実績報告書

業務委託終了後、受託業者は遅滞なく実績報告書（経費実績額を含む。）を提出すること。

7 一括再委託の禁止等

- (1) 本事業に係る業務全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請け負わせることはできない。また、契約金額の50%を超える業務や、企画判断、管理運営、指導監督、確認検査等本業務委託の主たる部分についてはその履行を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 契約の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、企画判断を伴わない放送、雑誌への掲載、掲示、印刷、複写、制作、製本、製造、搬送、インターネット広告等「その他、軽易な業務」を第三者に委任し、又は請け負わせるときはこの限りでない。
- (3) 本契約の企画提案審査会参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請け負わせることはできない。

8 その他

- (1) 本契約の履行に当たり、業務に関する沖縄県選挙管理委員会所有の資料については、その必要に応じて受託者に貸与又は閲覧を可能とする。
- (2) 本仕様書の記載内容は企画提案のために作成したものであり、実際の委託業務の実施に当たっては、協議の上、内容を変更することもある。
- (3) 本仕様書に明記されていない事項で、当然具備されなければならない事項は、これを省略してはならない。
- (4) 採用された企画の著作権については、沖縄県選挙管理委員会に帰属するものとし、当委員会の今後作成する他の啓発資料に自由に使用できるものとする。また、その使用の際のイメージデータ・音声・映像等の無償提供等を当委員会が求めた場合は、応じること。
- (5) 第三者に対して、啓発に係る企画内容等を事前に公表しないこと。
- (6) その他業務の実施に当たり、疑義が生じた場合は、沖縄県選挙管理委員会及び受託者で協議の上、決定する。

別表

「重点項目」と記載している必須事項については、特に力を入れて取り組むこと。

必須事項	詳細内容
<p>1 啓発標語 (重点項目)</p>	<p>○令和4年度及び令和5年度明るい選挙啓発標語コンクール優秀作品を用いた啓発(必須提案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容 企画提案書提出の際に別紙優秀作品から1作品を選定し、本選挙の統一標語として用いて企画提案すること。 標語を使用する啓発手法について具体的に提案すること(ポスター、新聞広告等)。 また、標語を使用する際は、可能な限り作者名、明るい選挙啓発標語コンクール優秀作品であることを表示すること。
<p>2 インターネットを利用した広告 (重点項目)</p>	<p>(1) 広告媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・facebook、Instagram等のSNS ・Google、Yahoo!等の検索エンジン ・Youtube等の動画共有サイト ・広告媒体の選定に際しては、特定の利用者に偏りのないこと、拡散可能性、費用対効果などを考慮した上で可能な限り広告回数が多くなるよう提案すること。 ・<u>インターネットを利用した広告については、5の若者向け啓発と組み合わせることも可とする。</u> <p>(2) 実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・告示日～投票日
<p>3 県選挙管理委員会公式facebookページを活用した啓発</p>	<p>(1) 実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結の日から投票日(令和6年6月16日)まで <p>(2) 実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県選挙管理委員会公式facebookページの認知度向上及び若者の投票率向上を図るため、投票を呼びかける内容を含む若年層へ効果が高いと思われる内容を企画し、当該ページに投稿する方法で実施すること。 ・facebookへの投稿作業は、採用する企画に応じて県選挙管理委員会または受託業者が行うこととする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・目標とするフォロー獲得数を設定し、企画提案書に明示すること。
<p>4 街頭啓発の実施及び啓発物資配布 (重点項目)</p>	<p>(1)実施時期及び日数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投票日直前の金曜日は必ず企画提案すること。 ・上記の他、最低1日以上の日数で、<u>沖縄本島北部、中部、南部地区において各地区3箇所(1箇所あたり啓発物資をおおむね300個配布)の計9箇所の企画提案</u>をすること。 <p>(2)実施場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人の賑わう啓発効果の高い場所を任意選択して行う。 ・投票日直前の金曜日に行う街頭啓発は、県選挙管理委員会及び明るい選挙推進協議会委員等の参加を予定していることから、那覇市内での実施とする。 <p>(3)実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・街頭啓発の方法及び内容は、選挙が公共性の高い性質を有している点を考慮しつつ、啓発効果が高いと思われるものを企画する。 ・県選挙管理委員会が保有する着ぐるみ(きじむな一めいすいくん)を活用すること(選挙後にクリーニングの上返却)。 ・投票日直前の金曜日に実施予定の街頭啓発については、県及び市町村明るい選挙推進協議会、県及び市町村選挙管理委員会から委員、職員を派遣する。 <p>(4)留意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記街頭啓発においては、6の啓発物資を9で発行するリーフレット(又はチラシ)の一部と一緒にビニール袋(代替可)に入れて配布することを基本とし、他に有効な配布方法があれば配布方法を変更できるものとする。 ・街頭啓発で配布するリーフレット等については、9で指定する印刷枚数に含まれている。
<p>5 若者向け啓発の実施 (重点項目)</p>	<p>(1)実施期間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約締結の日から投票日(令和6年6月16日)まで <p>(2)実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・若者の投票率向上を図るため、投票を呼びかける内容を含む若年層へ効果が高いと思われる啓発を行うこと。特に高校生・大学生年代

を重視した啓発を行うこと。

- 各種メディアに対し、パブリシティ活動など、当該啓発内容を積極的に情報発信すること。
- 人物を起用する場合は、若年層の投票意欲を高めるため、可能な限り県内の高校生以上から20代までの個人や団体を起用若しくは参加させるようなものを企画すること。ただし、特定の政党、政治家への偏り、誤解を招くような団体及び人物は起用しないこと。
- 啓発実施にかかるホームページ、各広告媒体のアカウント等は受託者が作成し、運営すること。
- 公共施設等の会場を使用して啓発を実施する場合は、選挙に関心のない若者の目を引くような啓発手法を提案すること。
- 当該項目については、2のインターネット広告や4の街頭啓発と組み合わせて実施することも可とする。

6 啓発物資作成

(1)種類及びデザイン

- 業者において考案すること。
- 啓発物資は、9のリーフレット（又はチラシ）と同封すること。
- 選挙啓発物資には、
 - ①選挙名称（沖縄県議会議員一般選挙）
 - ※ 啓発物資に印字する際に収まりきらない場合には、県選挙管理委員会に事前に相談すること。
 - ②選挙期日
(例)令和6年6月16日沖縄県議会議員一般選挙と明示すること。

(2)数量

- 11,550個(*)以上の作成を提案すること。
 - * 内訳は、市町村分7,900個、県分150個、街頭啓発等配布用3,500個以上(おおむね北部、中部、南部おのおのについて各3か所×300個に加えて、投票日直前金曜日街頭啓発に800個を想定)。
 - * 任意提案により街頭啓発等配布を行う場合は、上記街頭啓発等配布用数量3,500個に加えて、必要数を作成すること。

(3)納期及び納入先

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 4の街頭啓発及び5の若者向け啓発で使用するものは、直接現場に納入。 ・ 市町村分及び県分の啓発物資については、告示日の1週間までに、市町村選挙管理委員会及び県選挙管理委員会に直接納入すること。
<p>7 アナウンステープの作成</p>	<p>(1)種類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報車アナウンス用 4種類 <ul style="list-style-type: none"> ①通常の選挙期日の市町村用 82本 ②投票日を繰り上げた市町村用 4本 ・ 上記①及び②については、それぞれ投票日前日まで用と投票日用の2種類作成すること。 <p>(2)本数…86本</p> <p>(3)原稿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県選挙管理委員会にてアナウンス文の原稿を作成する。 <p>(4)納期及び納入先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 告示日の1週間前までに、県選管及び各市町村選管まで。 <p>(5)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 企画提案書の提出は不要。アナウンステープを活用した広報手法がある場合は、任意事項にて提案すること。
<p>8 テレビ・ラジオ・街頭ビジョン等での広告</p>	<p>(1)放送媒体</p> <ul style="list-style-type: none"> ア) テレビ：RBC、OTV、QAB イ) ラジオ：RBC、ラジオ沖縄、FM沖縄 <ul style="list-style-type: none"> ※各コミュニティ放送局の活用も可とする。 ウ) 街頭ビジョン：県内各所 <ul style="list-style-type: none"> ※効果的な実施箇所を提案すること。 <p>(2)放送期間：告示日～投票日</p> <p>(3)秒数、回数、時間帯及び内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 放送時間(秒数)は、任意とする。 ・ 放送回数、時間帯は、最も効果的な回数及び時間帯を検討し、放送計画を提出すること。 ・ 投票日前日まで用と、投票日用の2種類を作成すること。 ・ 「きれいな選挙の推進」を呼びかける内容を盛り込むこと。 ・ 制作料込み <p>(4)その他</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県選挙管理委員会が保有する違法文書図面の周知動画をあしびかんぱに一ビジョンで放映すること。
<p>9 リーフレット (又はチラシ)の デザイン及び印刷</p>	<p>(1)種類… 1種類</p> <p>(2)枚数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>34,000枚(*)の作成を提案</u>すること。 ・* 市町村分4,400枚、県分50枚、学校配布用18,000枚、啓発物資同封用11,550枚。 <p>(3)規格、内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A4判とするが、色は指定しない。 ・写真、フィルム、イラスト、文章、レイアウト等版下を作成。 ・タイトルは「沖縄県議会議員一般選挙」とすること。 ・選挙期日(令和6年6月16日)、期日前投票期間、投票時間、投票上の注意(一部投票所で投票時間が異なることなど)及び投票できる人の説明(※)を記載すること。 ・※ 新有権者についてはいつから選挙権が行使できるかを明示すること。 ・啓発標語を1か所入れること。 ・イラスト、写真等を使い有権者にわかりやすいものにすること。 ・住民が政治に参加する最大の機会が選挙であること、政治が生活と密着していることを強調すること。 ・県選挙管理委員会ホームページで公開予定の選挙特設ページのQRコードを入れ、リーフレット等の読者を特設ページに誘導できるようにすること。 ・「きれいな選挙の推進」を呼びかける内容を盛り込むこと。 ・<u>親子連れ投票の呼びかけについて、必ず記載</u>すること。 <p>(4)納期及び納入先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書提出の際にリーフレット等デザインを提出すること。 ・梱包料込みとする。 ・納入先は、市町村分については市町村選管あて、学校配布用及び県分については、県選管あて直接納品すること(100枚ごとに合紙を入れること)。 ・納期は告示日の1週間前までとする。

10 ポスターのデザイン、印刷及び配布等
(重点項目)

(1)種類… 1種類

- ・企画提案書提出の際にポスターデザインを提出すること。

(2)規格

- ・最大A2版までとする。

(3)枚数

- ・4,580枚(*)以上の作成を提案すること。
* 市町村分2,210枚、県分870枚、受託業者の掲示する施設用1,500枚以上。

(4)内容

- ・写真、フィルム、イラスト、文章、レイアウト等版下を作成。
- ・タイトルは「沖縄県議会議員一般選挙」とすること。
- ・選挙期日(令和6年6月16日)、期日前投票期間、投票時間及び投票上の注意(一部投票所で投票時間が異なることなど)を記載すること。
- ・啓発標語を一か所入れること。
- ・イラスト、写真等を使い有権者にわかりやすいものにする。
- ・住民が政治に参加する最大の機会が選挙であること、政治が生活と密着していることを強調すること。
- ・県選挙管理委員会ホームページで公開予定の選挙特設ページのQRコードを入れ、ポスター閲覧者を特設ページに誘導できるようにすること。
- ・「きれいな選挙の推進」を呼びかける内容を盛り込むこと。

(5)納入先、納期等

ア 県分

- ・県選挙管理委員会あて。
- ・告示日の1週間前まで。

イ 市町村分

- ・市町村の選挙管理委員会あて。
- ・告示日の1週間前まで。

ウ その他

- ・ア及びイとは別に、業者においてポスター掲示先を提案し、掲示については業者において納入先と調整すること。
- ・掲示先選定に際しては、選挙区内の商業施設、金融機関、娯楽施設及び飲食店等、多数の有

	<p>権者が訪れる施設とすること（*）。特に商業施設については、可能な限り県内の主要なスーパーマーケットの全ての店舗に掲示することとし、掲示可能な事業者及び店舗数を企画提案書内に記載すること。</p> <p>* 市町村及び県において配布予定の施設は提案しないこと（役所役場支所、公民館、図書館、その他市町村管理施設、県及び国の出先機関、病院及び老人ホーム等の不在者投票指定施設、大学・高専・高等学校、報道機関）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲示施設の提案に際しては、公共掲示板や有償掲示スペースの活用も検討し、より効果的な場所を提案すること。 ・納期は告示日前日。 <p>(6) 納入先、納期等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・納入方法については、チュパックを利用するなど折り目のつかないように工夫すること。 ・送料・梱包料込みとする。 <p>(7) 任意事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記に加えて、掲示スペースの小さな施設(コンビニ等)にもポスター掲示を依頼できるよう、同じデザインで規格の小さなポスターの作成を提案して差し支えない。
<p>11 違法文書図画周知ポスター及びチラシの印刷配布</p>	<p>(1) ポスターの印刷及び配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県選挙管理委員会が保有するポスターの電子データを必要枚数印刷し、9で作成するポスターと同じく、業者提案の掲示先に掲示すること。 <p>(2) チラシの印刷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖縄県選挙管理委員会が保有するチラシの電子データを500枚印刷し、県選挙管理委員会に納品すること。納期は告示日の1週間前までとする。
<p>12 障害者への投票制度周知チラシの作成</p>	<p>(1) 内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県選挙管理委員会が作成する原稿に基づき、周知チラシを作成すること。 ・規格はA4版とし、写真、フィルム、イラスト、レイアウト等版下を作成する。 <p>(2) チラシの印刷</p> <ul style="list-style-type: none"> ・作成した周知チラシを500枚印刷紙し、県選挙管理委員会に納品すること。納期は告示日の1週間前までとする。

	<p>(3)その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画提案書の提出は不要。プレゼンテーションの対象外とする。
13 新聞への掲載	<p>(1)内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新聞へ啓発記事等を掲載すること。 ・有権者が注目しやすいスポット広告を活用すること。 ・(2)の掲載時期に応じたふさわしい内容の広告とすること(期日告知、期日前告知、カウントダウン等)。 <p>(2)掲載時期及び回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低3回(告示日、投票日前日及び投票日当日に各社1回)広告を行うこと。 ・任意提案として、上記回数及び掲載時期を上回る提案をして差し支えない。 <p>(3)掲載する新聞</p> <p>【必須】沖縄タイムス、琉球新報</p> <p>※ただし、宮古地区及び八重山地区から少なくともそれぞれ1社ずつ離島紙に広告を行うこと。</p>

任意事項	詳細内容
その他、投票率のアップに資する事業(例示)	<p>(1) その他メディアの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バス・モノレール等公共交通機関での広告 ・商業施設の店内放送による広告放送 ・各種メディアのパブリシティ活用(テレビ・ラジオ等) ・情報誌での広告 ・県内各所映画館やボウリング場での幕間放送 ・飲食店における広告(テーブルポップ等) <p>(2) 話題性のある取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・商業施設、公共施設等でのトリックアート、カウントダウンパネル等の設置 ・地元の芸能人、アーティスト、大道芸人又はゆるキャラ等の起用 <p>(3) その他効果的な啓発の企画</p>

【その他留意事項、補足説明等】

- ※1 上記啓発事業においては、明るい選挙のイメージキャラクター「選挙のめいすいくん」又は沖縄県選挙キャラクター「キジムン（ミニムン）」を使用することも可能である。
なお、使用媒体・方法等については、各業者において任意に企画すること。
- ※2 上記啓発事業の最終稿が確定次第、県選挙管理委員会あてデータ（PDF、JPEG、mp4など）を提出すること。
- ※3 県が行う啓発事業と重複する実施項目（ポスター掲示など）については、企画提案に含めないこと。
- ※4 投票を行った者に対して商品の値引き等のサービスを行う取り組み、いわゆる「選挙割」については、沖縄県選挙管理委員会としては実施しないため、企画提案に含めないこと。

（参考）県選管が行う予定の啓発事業（本委託契約で行うものを除く。）

- ア) 県内各市町村庁舎及び平和通り入り口（予定）、各圏域の県合同庁舎等に懸垂幕、横断幕を掲示
- イ) 県広報課のテレビ（うまんちゅひろば）、ラジオ（ラジオ県民室）、広報誌（美ら島沖縄）、新聞（県民サロン）等による啓発
- ウ) 投票日当日の新聞記事になるよう委員長談話を報道機関に配布
- エ) 市町村の有線放送を活用した選挙期日等の広報を市町村に依頼